

青森県報

号外第四十五号

平成二十四年
七月六日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例	……………	(推行政経)	二
青森県特別会計条例の一部を改正する条例	……………	(財政課)	三
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	……………	(人事課)	四
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	四
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	……………	(同)	五
青森県国税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	……………	(税務課)	六
青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	……………	(保健衛生課)	九
青森県漁港管理条例の一部を改正する条例	……………	(漁港漁場整備課)	一一

青森県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県予算の執行に関する調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百二十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条第三項の規定により予算の執行に関する調査等の対象となり、並びに同法第二百四十三条の三第二項の規定によりその経営状況を説明する書類の作成及び議会への提出の対象となる同法第二百二十一条第三項の法人を定めるものとする。

(県が資本金等を出資している法人のうち条例で定めるもの)

第二条 地方自治法施行令第五百二十二条第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（同条第三項の規定により同号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなされる一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）のうち条例で定めるものは、県又は県及び一若しくは二以上の同条第一項第二号に掲げる法人（同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(県が債務を負担している法人のうち条例で定めるもの)

第三条 地方自治法施行令第百五十二条第四項第二号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、県がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例(昭和三十九年四月青森県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県港湾整備事業特別会計の項中「第三十七条第七号」を「第四十六条第七号」に改め、同表青森県下水道事業特別会計の項中「第三十七条第十三号」を「第四十六条第十三号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「青森県公益認定等審議会」の下に、「青森県障害者施策推進協議会」を加える。

別表第二青森県障害者施策推進協議会の項中「第二十六条第二項」を「第三十六条第一項」に、「つかさどる」を「処理すること」に、「第九条第五項」を「第十一条第五項」に、「必要な事項を調査審議する」を「必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「むつ市及び」を削り、「それぞれ当該市村」を「同村」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、知事は、六ヶ所村長と協議するところにより、同項に規定する事務を処理することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 承認企業立地計画に従って設置される施設に係る課税免除（第九条 第十一条）」を
「第三節 承認企業立地計画に従って設置さ
第四節 復興産業集積区域における課税免

れる施設に係る課税免除（第九条 第十一条）

除（第十二条 第十四条）
「
に、「第十二条 第十四条」を「第十五条 第十七条」に、「第十五条 第十七条」を「第十八条 第

二十条」に、「第十八条」を「第二十一条」に改める。

第一条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第二項第四号イに規定する復興産業集積区域（以下「復興産業集積区域」

という。）における県税の特別措置

第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「第十四条」を「第十七条」に改め、第三章第二節中同条を第二十条とし、第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第三章第一節中第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とする。

第二章に次の一節を加える。

第四節 復興産業集積区域における課税免除

(事業税等の課税免除)

第十二条 東日本大震災復興特別区域法第六条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域の区域内において、同法第四条第九項の規定による同条第一項に規定する復興推進計画の認定の日（以下この節において「認定日」という。）から平成二十八年三月三十一日までの期間（以下この節において「対象期間」という。）内に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の二第一項の表の第一号、第十条の五第一項、第十七条の二第一項の表の第一号、第十七条の五第一項、第十八条の四第一項、第二十五条の二第一項の表の第一号、第二十五条の五第一項又は第二十六条の四第一項の規定の適用を受ける当該認定復興推進計画に定められた東日本大震災復興特別区域法第二条第三項第二号イ又はロに掲げる事業の用に供する施設又は設備（以下この節において「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（当該事業を実施する個人事業者又は法人で同法第三十七条第一項若しくは第三十九条第一項に規定する指定事業者又は同法第四十条第一項に規定する指定法人に該当するものであって対象期間内に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）に対し、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除をする。

(課税免除の額)

第十三条 前条の規定により課税免除をする額は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業税 個人が行う事業にあつては対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等を事業の用に供した日の属する年以後五年間における各年、

法人が行う事業にあつては対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等を事業の用に供した日の属する事業年度以後当該事業年度の開始の日から起算して五年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設等に係る

ものとして東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三

年総務省令第六十八号) 第二条の規定により計算した額に対して課する事業税額

二 不動産取得税 対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等である家屋(以下この節において「適用家屋」という。)及びその敷地である土地の取得(認定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする適用家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税額

三 固定資産税 対象期間内に新設し、又は増設した対象施設等である償却資産(認定日以後において取得したものに限り。)に対して課する固定資産税額(当該償却資産を事業の用に供した日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度以後五箇年度分に限る。)

2 対象施設等を事業の用に供した日から当該日の属する年の末日又は当該日の属する事業年度の終了の日までの期間が六月に満たない場合において、当該対象施設等の新設又は増設をした者の申出があつたときにおける前項第一号の規定の適用については、同号中「年以後五年間」とあるのは「年の翌年以後五年間」と、「事業年度以後当該事業年度」とあるのは「事業年度の翌事業年度以後当該翌事業年度」とする。

(徴収猶予等)

第十四条 第四条の規定は、適用家屋の敷地である土地の取得に対する不動産取得税について準用する。

附則第四項中「第十三条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に、「第十六条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改める。

附則第五項中「第十三条第一項第二号及び第十六条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号及び第十九条第一項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県税の特別措置に関する条例の規定は、平成二十四年三月二日から適用する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中4を7とし、3を6とし、2を3とし、同3の次に次のように加える。

4 生食用牛肉取扱場所には、専用の設備及び器具があること。

5 生食用牛肉取扱場所には、温湯による器具の洗浄及び消毒に必要な設備並びに手指の洗浄及び消毒に必要な設備が区別して設けられてあること。

別表第二第二号1を同号2とし、同号に1として次のように加える。

1 生食用牛肉取扱場所（生食用牛肉（牛の食肉（内臓を除く。））であつて、生食用として販売するものをいう。以下同じ。）の加工又は調理を行う場所をいう。以下同じ。）は、他と区画してあること。

別表第二第二号に次のように加える。

8 生食用牛肉取扱場所には、生食用牛肉の原料の加熱殺菌及び冷却の設備があること。ただし、生食用牛肉の調理のみを行うときは、この限りでない。

9 生食用牛肉の原料の加熱殺菌設備には、温度計が備えてあること。

10 生食用牛肉の原料の冷却設備は、生食用牛肉の原料及び生食用牛肉の保存に用いるときは、これらを区分して保存することができる構造であること。

と。

別表第二第十二号 8 中「ふた」を「蓋」に改め、同 8 を同号 14 とし、同号 7 を同号 10 とし、同 10 の次に次のように加える。

11 生食用牛肉取扱場所には、生食用牛肉の原料の加熱殺菌及び冷却の設備があること。ただし、生食用牛肉の調理のみを行うときは、この限りでない。

12 生食用牛肉の原料の加熱殺菌設備には、温度計が備えてあること。

13 生食用牛肉の原料の冷却設備は、生食用牛肉の原料及び生食用牛肉の保存に用いるときは、これらを区分して保存することができる構造であること。

別表第二第十二号 6 中「はく皮機」を「剥皮機」に改め、同 6 を同号 9 とし、同号 5 を同号 6 とし、同 6 の次に次のように加える。

7 生食用牛肉取扱場所には、専用の設備及び器具があること。

8 生食用牛肉取扱場所には、温湯による器具の洗浄及び消毒に必要な設備並びに手指の洗浄及び消毒に必要な設備が区別して設けられてあること。

別表第二第十二号 4 中「すきま」を「隙間」に改め、同 4 を同号 5 とし、同号 3 を同号 4 とし、同号 2 の次に次のように加える。

3 生食用牛肉取扱場所は、他と区画してあること。

別表第二第十三号 中 3 を 6 とし、2 を 5 とし、1 を 2 とし、同 2 の次に次のように加える。

3 生食用牛肉取扱場所には、専用の設備及び器具があること。

4 生食用牛肉取扱場所には、温湯による器具の洗浄及び消毒に必要な設備並びに手指の洗浄及び消毒に必要な設備が区別して設けられてあること。

別表第二第十三号に 1 として次のように加える。

1 生食用牛肉取扱場所は、他と区画してあること。

別表第二第十三号に次のように加える。

- 7 生食用牛肉取扱場所には、生食用牛肉の原料の加熱殺菌及び冷却の設備があること。ただし、生食用牛肉の調理のみを行うときは、この限りでない。
- 8 生食用牛肉の原料の加熱殺菌設備には、温度計が備えてあること。
- 9 生食用牛肉の原料の冷却設備は、生食用牛肉の原料及び生食用牛肉の保存に用いるときは、これらを区分して保存することができる構造であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年七月六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県漁港管理条例の一部を改正する条例

青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県漁港管理条例附則第四項の規定は、平成二十四年四月一日以後の占用の許可に係る漁港施設占用料について適用し、同日前の占用の許可に係る漁港施設占用料については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭